日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2014. 05. 22

No.14-039

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

公正な判決を求めて
高裁へ要請署名提出

高裁前宣伝行動参加報告

有志の会ニュース(14-037)で紹介しました日本航空の不当解雇撤回を目指す原告団及び支援共闘会議の取り組みにOB乗員有志の会メンバーも参加しました。

5月15日には、東京高裁に公正な判決を求める運動として、「地裁判決の取り消し」を求める、東京高裁への「個人請願行動」を座り込みと並行して行いました。通常の署名等の一括提出と違い、１人ひとりが憲法16 条の請願権の行使として、裁所に請願書を提出しました。

原告団に届けられていた分も含めると提出数は約二週間で5500筆以上になりました。

日本国憲法(参考)

第16条　何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

参照リンク：JAL不当解雇撤回ニュース375号

こちら↑をクリックしていただければリンク先を参照できます

今後も
ご支援・取り組み参加
宜しくお願い致します

原告団の至近の取り組み日程

東京高裁に公正な判決を求める運動
政府に対応を求めるとともに、国会の場で解決を迫る運動

ILO 勧告の履行はじめ、政府の対応を求めるとともに、国会の場で解決を迫る運動として、国交省前・国会議員会館前での座り込みを下記の通り実施します。

5 月 27 日　国土交通省前座り込み（10：00～15：00）
28 日　国土交通省前座り込み（10：00～15：00）

駅頭宣伝行動

5 月 23 日　新橋駅頭（SL 広場）宣伝行動（18：00～19：00）
30 日　都内 6 駅頭一斉宣伝行動（下記の毎月定例の宣伝行動です。）

実施場所	時間帯	参加者の呼び掛け（地区割り）
立川駅　北口	18：00～19：00	三多摩地区の団体
新宿駅　南口	〃	西部地区の団体
池袋駅　東口	〃	北部地区の団体
有楽町駅マリオン前	18：30～19：30	中央地区の団体
錦糸町駅　北口	18：00～19：00	東部地区の団体
品川駅　港南口	〃	南部地区の団体

今後の日程

6月 3日 （火）

控訴審　客室乗務員 判決

東京高裁101 号法廷

15 時より

6 月 5日 （木）

控訴審　運航乗務員 判決

東京高裁101 号法廷

13 時30 分より

8 月 28日 （木）

不当労働行為裁判　判決

東京地裁527 号法廷

14 時より